

第52回 地方分権改革有識者会議  
第147回 提案募集検討専門部会 合同会議 議事概要

---

開催日時：令和5年2月20日（月）13：59～15：38

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎4号館8階）

出席者：

〔地方分権改革有識者会議〕神野直彦座長（司会）、市川晃議員、小早川光郎議員、  
勢一智子議員、谷口尚子議員、湯崎英彦議員

〔提案募集検討専門部会〕高橋滋専門部会長、伊藤正次構成員、大橋洋一構成員、小早  
川光郎構成員、勢一智子構成員

（小早川光郎構成員、勢一智子構成員は、地方分権改革有識者会議議員と兼務）

〔政府〕岡田直樹内閣府特命担当大臣、田和宏内閣府事務次官、井上裕之内閣府審議  
官、加藤主税内閣府地方分権改革推進室長、細田大造内閣府地方分権改革推進室参  
事官

議 題：

- （1）効率的・効果的な計画行政に向けて
  - （2）令和5年の提案募集方式の実施について
  - （3）その他
- 

1 冒頭、岡田内閣府特命担当大臣から以下の趣旨の挨拶があった。

（岡田大臣）皆様におかれては、日頃から地方分権改革の推進に御尽力を賜り、また、本日も大変御多忙の中、出席を賜り、深く感謝を申し上げます。

前回、昨年11月の合同会議で御了承いただいた対応方針について、昨年12月20日に地方分権改革推進本部及び閣議において決定し、地方から寄せられた支障の解消につながるような対応を図ることができた。感謝を申し上げます。

これに基づいて、第13次地方分権一括法案を今国会に提出する予定であり、この地方分権一括法案の早期成立を含めて、早急に制度改正及び運用の見直しが行われるように、引き続き努力をしていく。

また、12月の推進本部において、岸田総理より「国・地方を通じた効率的・効果的な計画行政の進め方を示したナビゲーション・ガイドをこの春を目途に決定できるように」と指示があり、このナビゲーション・ガイドについて、昨年12月以来4回にわたって計画策定等に関するワーキンググループ（以下、「ワーキンググループ」）で熱心な御検討をして頂き、感謝を申し上げます。

本日の皆様方の御議論を踏まえて、政府としてのナビゲーション・ガイドの決定に向けた調整や令和5年の提案募集を進めてまいりたい。

それでは、本日も活発な御議論をお願い申し上げます。

2 次に、議題（１）「効率的・効果的な計画行政に向けて」について、勢一議員から説明があり、その後、意見交換が行われた。概要は以下のとおり。

（勢一議員） 資料１－１の１ページは、ワーキンググループでの検討状況である。

「主な経緯」とおり、ワーキンググループは、令和３年１１月の有識者会議で、同会議の下での開催が決定され、令和４年２月には、「計画策定等における地方分権改革の推進に向けて」を取りまとめ、同会議に御了承いただいた。その後、骨太の方針において、計画策定等に関する基本原則の明記を受けて、各府省における検討に資するようナビゲーション・ガイドを作成すること、及びワーキンググループにおいてナビゲーション・ガイドの案を作成することが有識者会議で決定され、昨年１２月以降、全４回にわたる審議と地方公共団体との間での意見交換を行った。都道府県、指定都市、小規模な市町村での取組や実務の実態について意見交換を行い、幅広い分野で御活躍の先生方に熱心にかつ深く御議論を頂戴し、ナビゲーション・ガイド（案）及び報告（案）を作成した。

続いて、２ページは、ナビゲーション・ガイド（案）のポイントについてである。

「趣旨」であるが、計画策定等に係る「骨太の方針 2022」に明記された地方公共団体に対する新規の計画策定等の抑制や既存計画との統合などの基本原則に沿った対応となるよう内容を議論した。そして、ナビゲーション・ガイドは、各府省が制度を検討する及び見直すときなどに使っていただくものとし、地方公共団体においても、計画体系の最適化の取組などにおいて御活用いただくことも期待している。

「Ⅰ 制度の検討にあたっての進め方」であるが、初めに、国又は地方公共団体が処理することが想定されている事務の検討に当たって、国と地方の適切な役割分担等の観点から、事務処理主体において国とするか地方とするか十分に検討すべきであるとしている。

次に、検討において、将来に向けた意思決定の仕方及びその意思決定の表現形式は、地方公共団体の判断に委ねることを原則とすべきとし、検討を行う中で計画等の形式を検討する場合は、計画等に係る体系を明示すべきとしている。そして、地方公共団体に対して、計画等の策定を求めようとする場合、代替案との比較結果、計画策定等に係る負担の見込みなど、計画等の形式によらざるを得ない理由を地方六団体に示すべきとしている。

「Ⅱ 計画行政のあり方」では、具体的に形式等について記載している。原則として地方公共団体の判断に委ねるべきとし、形式を法律で規定せざるを得ない場合は、個別ケースごとに計画等以外の形式として適切な形式を検討していくべきとし、その具体例を提案募集への対応結果を基に記載している。

そうした検討をしてもなお計画等の形式によらざるを得ない場合でも、「Ⅰ 制度的な検討事項」として、①策定は「できる規定」を優先的に検討、②既存計画等の統廃合や既存計画等への内容追加を検討、③一体的な策定等が可能であることを規定化を検討、をす

べきとしている。

あわせて、「2 現場サイドでの対応に関する事項（地方公共団体での計画体系の最適化を可能とする）」として、①一体的な策定、上位計画への統合が可能なものを明確化、②地方公共団体の総合計画等に計画等の全部・一部の内容を記載できるものを明確化、③それらになじまない、個別の計画等の策定が望ましいものを明確化、すべきであるとしている。そして、そうした明確化がされていないものについては、地方公共団体における計画体系の最適化の判断に委ねるべきとしている。

次に、計画策定等に係る事務負担について、各府省において、地方公共団体の負担の適正化や技術的支援の拡充をすべきとする一方で、国の職員の負担（マニュアル、ツールの作成等）も適正化すべきとしている。また、計画等の内容・策定手続は地方公共団体の判断に委ねるべきとし、かつ、電子ファイルでの策定や電子的な国への送付等を可能とすべきあるとしている。

「Ⅲ 計画行政の推進にあたっての重要事項」では、通知等によるもののうち、技術的助言として策定を求めているものについては、その旨明示すべきとし、既存の計画等についても、計画期間の終了時等定期に在り方を見直すべきとしている。

資料1-2は、ナビゲーション・ガイド案の本体である。

資料1-3は、ワーキンググループの報告書案である。「はじめに」と第1のナビゲーション・ガイド及び報告の趣旨。第2に令和3年と令和4年の提案募集への対応の総括や地方公共団体側の意見など。第3にナビゲーション・ガイド案の記載の補足説明。最後に、報告案の締めくくりとして「おわりに」へ内閣府をはじめ国側への期待などを記載している。例えば、議員立法について、立法府事務局に対して、ナビゲーション・ガイドが配慮されることへの期待やナビゲーション・ガイドの取組の説明を行っていくべきとしている。

以上、御報告とさせていただきます。御検討をよろしくお願い申し上げます。

（湯崎議員） この計画の問題だが、例えば努力義務規定やできる規定となっても、実際問題として国庫補助金の交付要件に計画等が求められるとか、計画策定や変更時に所管省庁との協議や同意手続が必要であるとか、非常に過大な事務負担が求められ、地方として非常に高い課題意識がある。知事会として国に改善要望をしていたが、今回、相当前進したと受け止めており、勢一先生をはじめ、皆様方の大変な御尽力に心から感謝を申し上げたい。

今後の運用が非常に重要だが、ナビゲーション・ガイドに、制度について意思決定の形式などを地方公共団体の判断に委ねる、現場サイドで地方公共団体の判断で計画体系を最適化するといったことが盛り込まれており、こういった課題の改善が図られることをとても期待をしている。

一方で、各府省がナビゲーション・ガイドに基づき、ここに記載された原則が実効性を持つように計画行政に取り組んで頂くことが必要であり、各府省の取組が原則に沿ったも

のかチェック体制を取ったり、新しい制度や法律を国の役所が導入するときの検討段階で開催される有識者会議や審議会の中で原則をしっかりと周知をして頂くなどして、各府省におけるナビゲーション・ガイドの遵守を担保していくべきではないか。

内閣府へのお願いだが、今後、このナビゲーション・ガイドの実効性が発揮できるように、引き続き地方と十分に議論を行って頂き、その意見を生かして今後必要な改善を行い、PDCAを回して頂ければと思う。

繰り返しになるが、大きな前進だと思うので、我々地方側も力を入れて協力し進めたい。

(市川議員) 本当に素晴らしいものをまとめて頂いた。提案募集検討専門部会が始まって以来様々な事象があったが、湯崎知事の御発言のとおり、このような形で整理して実効性を持ってしっかりと進めて頂きたい。また、運用を進める中で新しい問題も出てくると思う。引き続きの見直しも含めて、しっかりとフォローアップをして頂きたい。

(小早川議員) 何が問題であり、何に気を付けるべきかを体系的にまとめて頂いた。ここまでまとめるのは大変な御努力だったと思う。感謝を申し上げるとともに、高く評価したい。政府におかれては、これをきちんと位置付けて、各府省にその趣旨を十分徹底、周知し、中身をしっかりと実行してもらうように働きかけて頂きたい。

印象を1点だけ申し上げる。

今回の文書において、計画について法律で規定する場合の形態として、できる規定の形を優先すべきであり、そうでなければ努力義務規定の形でいくべきである、という順位付けがされ、かつ、できる規定はあくまでも「できる」であって義務付け的な意味はないこと、努力義務規定も計画を作る義務ではなく努力する義務であり、それ以上のものではないことが協調されている。そのとおりであるが、これを受け取った側が、だから法律に書き込んでも別に構わないではないかと思ひ、また行動するという心配もある。

法的には大したものではないはずなのに、それでもなお法律に努力義務規定なり、できる規定なりをなぜ書き込むのか。できる規定だから良いではないか、ではなく、なぜそれでもできる規定が必要なのか、できる規定にすることで何を狙っているのか、その理由を法律案を作る各府省側からはっきり説明してもらおう。そういう手順が立法に際して必要という気がした。

この報告書にそのようなことも書かれているかと思うが、念のため申し上げます。

できる規定とか努力義務規定とか、なぜこのようなものがあるのかも問題であり、その辺り実務としてはっきりした位置付けができれば良いと思う。

(谷口議員) ワーキンググループにおける検討を経て、丁寧な文書案を作成いただき、感謝申し上げます。この会議においても、長年、「地方分権を進めるための効率的かつ各自治体においてより良い行政の在り方とは何か」ということについて、具体的な議論が常にな

されてきたが、最近の懸念事項であった計画策定が数・量ともに増え続けていることに対し、抜本的に見直しを迫るものとして非常に有意義であると思った。

ナビゲーション・ガイドにより、各府省が自覚的に自施策を振り返り、また、これが公表されることで見直しが進めば大変喜ばしい。自治体からの要望・意見を拝見すると、新規の計画策定を求めることを抑制してほしい、様々な計画策定要求の統廃合を進めてほしいということが前提としてあるように見受けられたので、ナビゲーション・ガイドが府省の見直しを促すことが非常に期待される。

(伊藤構成員) 今回このナビゲーション・ガイドの案がまとまり大変喜ばしい。ワーキンググループの先生方、事務局の皆様の御努力に感謝を申し上げます。

先ほど湯崎議員がおっしゃったとおり、実効性をどう担保していくかが非常に重要である。最後の「おわりに」のところで、自身も以前から発言しているが、議員立法の問題について言及して頂いている。この部分は非常に重要である。

また、各府省の政策・制度の検討を行うに当たってのナビゲーション・ガイドになると思うので、例えば、法案を最終的に担当する各府省の大臣官房の総務課等にこれを徹底して頂くことも含めて御検討頂ければと考える。

(大橋構成員) 今回このような形で準則が整理されたことは、非常に大きな進歩であり、大変感謝する。その上で、少し気になった点について発言させて頂く。

報告書の 11 ページ。今まで要求されてきた事務負担の問題として、内容が専門的過ぎて外部委託をせざるを得なくなり財政面で苦勞している、という指摘がある。問題はこれだけではなく、むしろ本来は国や都道府県が担うべき専門性の極めて高い事項を市町村に平気で求めていることや、時間や人員の点で量的に超えるような事務処理能力を要求しているものがある。結局、キャパシティを超えて外部委託し、地方公共団体に計画策定に伴うノウハウが蓄積されないという大きな問題があると思うので、そういったことも追加して頂けるとありがたい。

報告書の 16 ページ。計画の体系図の作成について、確かに計画間の重複防止や調整を図るという点では、非常に有用な思考方法だと思う。他方で、提案の内容などを見ると、計画体系をリジッドに考え、基本計画があれば実施計画が必要だと、地方公共団体に負担を強いている例が多い気がする。基本計画がなくても実施計画でできるのであれば良いとか、基本計画で十分であれば実施計画は不要だという形で、体系を求めることで妙な完璧主義のようなものが発生しないよう留意することが大事である。

報告書の 24 ページ。先ほど小早川先生がおっしゃったできる規定の優先である。普通の処分といった場合、事務の内容が強くなるに従ってやめてもらいたいとか、地方分権で今までやってきた議論の基本的な考え方はあると思うが、計画の場合にはそもそも努力義務を課すこと自体に懐疑的で、それに基づいていろいろ変なことが行われてきたところが

ある。ここにも書いてあるが、まずは、計画について指示をする場合には、どんな規定形態であれ例外なので、それについて説明責任を果たした上で、その選択をすべきという議論の仕方が良いと思った。

報告書の 29 ページ。ここで計画によらざるを得ない場合であっても、「原則として地方公共団体で共同策定できることとすべき」と書いてあるが、ミスリーディングされ、必ず共同策定に誘導するような形になると、かえって負担になる。表現ぶりとしては、下にある【第 1 次とりまとめ】のように、「共同策定も可能であることを原則とすべき」という言い方のほうが、疑義がないという気がした。

最後に、報告書の 32 ページ。④ i、例外的に計画期間を国が設定する場合であっても、定期的に計画の見直しをする旨の規定とするという表現、少し分かりにくい気がする。見直しを求める趣旨であり、計画期間については厳格なものとして取られないような余地を残すべき、といったコメントを付けるべきである。

細かいことを申し上げたが、変に揚げ足を取られたり、誤解が発生するといけないと思い、あえて付言させていただいた。

(勢一議員) 貴重な御助言いただき、誠に感謝申し上げます。

ナビゲーション・ガイドは新しい試みでもあるので、御助言をしっかり受け止めて、実効性があるものにしていきたい。

複数の方々から、実効性をこれから発揮させていくことが重要と御意見いただいた。この点はワーキンググループでも毎回議論で同様の観点が出されていた。ナビゲーション・ガイドを使って頂く各府省に、内容や趣旨を理解して取り組んでいただける工夫が大事だと思っている。事務局と一緒にしっかり考えていきたい。

また、小早川議員、大橋構成員から御指摘を頂いたが、計画について国側ができる規定や努力義務規定を求めるならば、説明責任はその制度設計をした側にあるというのは、まさに御指摘のとおりである。その点は、今後紛れ、誤解がないようにしっかり努めていければと思う。

いずれにしても、湯崎議員から大きな前進だと言っただき、ワーキンググループで議論をした立場として非常にありがたいお言葉を頂戴した。地方公共団体のこれからの計画行政が適切な形、体系的にも望ましい形で進められるよう、引き続きしっかり勉強をしてまいりたい。

(加藤室長) 実効性が非常に課題、どうするかが重要という御指摘を繰り返し頂いた。勢一先生からも御発言あったが、これからの課題だと思っている。良いものを作っていたと受け止めており、確立できるようにしていきたい。その状況については、この会議の場でも報告させていただく。

また、幾つか表現ぶり等の御指摘は、座長とも相談させていただきたい。

(神野座長) 生産的な御意見をたくさん頂戴し、深く感謝を申し上げます。私の印象としては、体系的にまとめていただいたという評価が大半であり、基本的な合意事項だと感じている。修文等々が必要である場合を含めて、私に御一任いただくことを前提として、この有識者会議として条件付で御了承いただいたということによろしいか。

(「異議なし」と声あり)

(神野座長) それでは、修文等々を検討させていただいた上で、報告については、案を取った形で公表させていただければと思う。感謝申し上げます。

3 次に、議題(2)「令和5年の提案募集方式の実施について」に関して、細田内閣府地方分権改革推進室参事官から説明があり、その後、意見交換が行われた。概要は以下のとおり。

(細田参事官) 資料2の1ページは、令和5年の提案募集スケジュールである。

今回御提案いただいた内容をより実現することを目指して、秋に予定されている各府省との詰め協議に更に力を入れるために、例年と比べて秋までのスケジュールを1~2週間前倒しさせていただきたい。

次に、令和5年の重点募集テーマを2つ考えている。

2ページは、重点募集テーマの1つ目「連携・協働」である。この協働は協力しながら働くという意味での協働である。地方公共団体において、団体内部の各部局間、また、国や他の地方公共団体との間、事業者やNPO等との連携・協働を図ることにより、住民サービスの向上に資する見直しを期待するものである。「提案の視点の例」として3つ挙げている。

4ページは、重点募集テーマの2つ目「人材(担い手)確保」である。地方において、人材(担い手)確保は大きな課題となっており、これから人口減少社会において、こうした課題は更に深刻化することが懸念されている。このため、今回重点募集テーマとして「人材(担い手)確保」を取り上げることで、地域住民の生活にとって重要な業務を担う人材を確保するための制度を整備することで、住民サービスの質を維持・向上する見直しを求める提案を期待するものである。「提案の視点の例」として4つ挙げている。

以上、「提案の視点の例」にかかわらず、これ以外にも地方からの自由な提案を広く受け付けるということをしつかりと強調していきたい。昨年の重点募集テーマとして掲げた「デジタル」や「計画策定等」についても、引き続き広く受け付けていく。「計画策定等」については、本日御審議いただいたナビゲーション・ガイド案も活用しつつ、引き続き各府省としつかりと取り組みたい。

6 ページは、提案を更に頂けるように、ウェブ会議システムを利用した研修、事例集や新しく作成したハンドブックを自治体の方々に御活用いただきたいと考えている。また、参考資料 1 のとおり「全国説明会」も実施している。

このような形で令和 5 年の提案募集を進めさせていただきたいと考えている。よろしくお願い申し上げます。

(湯崎議員) この令和 5 年の提案募集方式のテーマについて、例示に本県が提案し実現した例も入っている。住民サービスの向上に資する重要なテーマだと思うので、地方側からも積極的に意見を出していきたいと思っている。

全体に係る意見だが、この提案募集制度も平成 26 年に始まり、非常に多くの制度改正につながった。重要かつ有効な取組であるが、丁寧な手続であり、綿密な議論も行われるため、1 つの改正事項を実現する上で非常に多くの時間と労力がかかっているかと思う。実際にこの労力を費やしていただいている先生方あるいは各府省に敬意を表する。

提案募集も 10 年を迎え、地方制度調査会もある中でどこから声を上げるべきかということもあるが、国と地方の役割分担や税財政の問題といった地方分権の大きな問題に取り組むことも重要ではないかと思う。今回のコロナを経て、国と地方の関係も実態として少しずつ変わってきており、いろいろな議論をしながら進めている。感染症法なり新型コロナ、新型インフルの特措法の枠組みの中での国と地方の役割分担もかなり議論があった。丁度良いタイミングだと思うので、今後の地方分権を進める手法についても、是非、御検討いただけるとありがたい。

(市川議員) 今年の提案募集の方式については、スピードアップをして議論の中身を深めていけるよう、スケジュールをしっかり守って進めれば良いと思う。

また、テーマの設定で共通課題が見えてくることもあるので、今回のナビゲーション・ガイド作成につながったように、テーマ別に集中して議論するのは非常に重要である。

そういう意味で、1 つ目「連携・協働」について、住民視点で地域という観点で住民サービスの向上に資することを各地で取り組まれているが、それがどのような形で支障事例として出てくるか、非常に興味がある。広い範囲でどのような支障があるのか見てみたい。

2 つ目「人材（担い手）確保」に関して、各自治体の重要課題である適材適所の人手不足ということに対して解決策を模索する意味でも、事例が集まることは非常に価値があり、非常に良いテーマ設定だと思う。

加えて、広範囲にわたるテーマについて募集する点についても、進めさせていただきたいと思う。

湯崎知事からもお話があったように、丁寧に個別課題を潰していくことは今後も必要であると思うが、これまでの経験を通じて一つの手法ややり方が見えてきたならば、個別課題の検討は粛々と進める仕組みが必要ではないか。一方で、この地方分権改革有識者会議



等の在り方については、この会議でもう一度議論してみることも非常に有意義だと感じる。

(小早川議員) 提案募集を更に充実させていく方向と、並んで、基本制度的な観点からの検討も必要ではないかという御意見もあった。そのとおりだと思うが、この提案募集型の作業を更に進めていくという筋で考えた場合に、この機会に申し上げたいのは、専門部会のメンバーや事務局の方々の膨大な御努力をもって、それなりの成果を上げてきている、その努力は続けていかななくてはいけないが、地方側も、提案するところから更にもう一歩進んで、それを実現に持っていくようなナショナルな観点での議論を担っていければ良いのではないかと感じている。

分権室に地方からの職員が入っていることは理解しているが、それを更に次に進める形で、例えば、六団体や執行三団体で人材を育て、この種の議論を地方側の人材も含めて皆で行う体制にならないかと考えている。

夢物語と言われるかもしれない。特に地方自治体は今、どこも人手不足で、中央の仕事の手助けはできないと言われると思うが、将来、地方側でそのような役割も担っていただければ良いのではないかと考える。

(谷口議員) 今回の重点テーマは、これまでの提案募集で出されてきたトピックの中で書数が多く、かつ重要なものであることから、大変意義深いと思った。先ほど御言及もあったが、地方制度調査会でも、コロナのような全国的な問題や緊急事態が生じたときに、どのように国と地方が仕事を分担・連携していくかが議論されている。こうした連携・協働がどうあるべきか、重要な人材をどう確保・育成し、運用していくかが非常に大きなテーマになっていた。こうしたテーマについて地方から効率的・効果的な運用の在り方を提案して頂くという点で、非常に価値があると思った。

先ほどの議論や小早川先生の御提起のとおり、長年地方分権の推進が考えられてきた反面、マクロレベルでは人材や資源といったリソース不足が目立ってきている。同時に、感染症蔓延や安全保障、人口減少・偏在問題といった非常に困難なリスクが増えてきている中、地方だけでできることにも限界がある。「地方でできることは地方で」あるいは「地方がやりたいことは地方で」という考えは重要だが、一方で重大なリスク等に関しては国の指示や求めが強くなることもあるかもしれない。本当に必要なことに限ってはそういったことがあるかもしれないが、地方分権を推進する姿勢を持ち続けることも大事だと思っている。

こうした点から、この会議で進められている提案募集の仕組みの継続は非常に重要であり、行政の効率化を進める方法を地方から発信していただくことの価値は依然として高いと思った。

(勢一議員) 令和5年度の提案募集の方針について賛同する。人口減少という課題に向き

合っている地域社会においては、タイムリーな2テーマだと感じる。

「人材（担い手）確保」について、人口減少が進行している中、有資格者などの専門人材不足が長らく課題になっており、既にこれまでの提案募集でも多数提案が寄せられているテーマである。ただ、人口減少社会では常に人材と担い手不足であり、これまでと同じ体制や基準ではもはや限界であり、マンパワーの制約を前提として、制度や運用体制に何らかダイナミックな工夫が必要ではないかと、部会に関わって感じている。

特にこの点については「連携・協働」や、昨年度の重点テーマである「デジタル」と関連する。複合的な形で改革的なことができないか、少し期待もある。

「連携・協働」について、人材と担い手不足を乗り越える方法の一つという側面もある。複数の地方公共団体による計画の共同策定を可能とする見直しで、ナビゲーション・ガイドを先ほど御承認いただいたが、このアイデアの源泉はこれまでの提案であり、地方公共団体のこれまでの実務で蓄積されてきた経験知が基礎になっている。そういう意味では、計画行政以外の分野でも住民の近くで行政を担う地方公共団体の現場知が制度を良くしていく、変えていく原動力になるのではないかと期待している。

また、国と地方公共団体との連携・協働について、地方分権改革の先の姿である、どちらがどの権限を担うのかというところに、非常に関心を持っている。国と地方公共団体がパートナーとして行政を担う制度設計につながるヒントが得られるかもしれない。ここについても現場知からの提案を期待している。

（伊藤構成員） 令和5年の提案募集の方針等について特に異存はない。

御意見のとおり、人口減少社会において行政に用いるリソースが絶対的に不足するので、今の状況で自治体が直面している様々な支障を是非積極的に提案していただきたい。抽象的には、この人口減少でリソースが減るのは分かるが、これからどのような具体的な工夫の余地があり得るのか、工夫では足りず制度的に抜本的に見直しをしないとたないのか、是非いろいろな御提案を頂きたいと考えている。

（大橋構成員） 重点募集テーマに関して、「連携・協働」について、言葉としてきれいにまとめていただいたが、情報連携の強化という言葉がどこかで出てくると良い気がした。

次に、「人材（担い手）確保」について、これは現場での重要課題であるが、国の議論は、この人材について、一定の資格要件を要求してハードルを上げて、それが原因で地方の側が、人がいないと困っているところがある。問題の本質は、担い手の在り方を地方が自分の持ち駒を見ながら考えられるということだと思うので、人材という言葉を使って、国から揚げ足を取られないよう留意が必要と思った。

また、湯崎議員などから頂いた提案募集よりも少し大きな話を、という点は、現場で提案募集に携わっている人間としては非常にいつも気にしており、手数をたくさん出しているが、全体的なフレームワークに響かないところはどうすべきかという悩みがある。た

だし、あまり大上段な抽象的な議論だと国はむしろ楽なのかという気がする。今回の場合は点的ではあるが、そこで追い詰められて制度提案に行くというメリットがある世界の中で、点から線への展開ということで一つの好事例が今回の計画の問題ではないか。提案募集において毎年散在的に提出される計画の問題をまとめ、計画を手段にした地方への関与という問題が現代的にあるのではないかと形で広げ、ナビゲーション・ガイドに進んでいった。点的な不服の解消からその背後にある制度的な取組に一步進めるような議論を今後も意識的することで、対応の余地はある気がする。

例えば、国でいろいろな基準を決めて地方にやらせるような基準主義自体のナビゲーション・ガイドとか、他には、何か制度を起こすときに地方の意見を聴いていない実感があるので、大きな動きをするときに少なくとも地方六団体の意見は聴くことを恒常的に行うといった情報連携を進めるための原則の確立を設けるためのナビゲーション・ガイドとか、そういったものを幾つかやると国と地方の関係は変わってくるのではないか。

また、手段選択について、同じことをやるのであれば地方が性能基準のように捉えて、手段を選択できると非常に良い。これまで、何かをするときに足かせになることを提言してもらった。他方で、国の法律において、利用実態がなくいつまでも整理がされていないものについて、地方から利用低調なのでやめてくださいと言うような、在庫一掃のナビゲーション・ガイドを作るとかをやっていくと、まだ議論の余地はあるかという気がした。

提案募集制度について、国から地方を自由にする点は非常に大事な仕組みである。他方で、これを熱心にされている自治体は、問題を発見し、提言して、国の法律改正に自ら関わっていくという地方の姿があり、その自治体は首長も意識が非常に高い。その下にいる職員がこの仕組みを使って自らの政策立案能力を高めていることが、非常に重要な点だと思う。地方の政策立案能力の向上という、この制度の裏にある要素にも着目していくことが今後大事である。

(高橋部会長) スケジュールについてである。1次ヒアリングで全く整理をしていない省庁は、結局2次ヒアリングでやっと議論がかみ合うといったことが結構ある。その際に、もう一度ヒアリングをすると申し上げても、日程的にかなりタイトで、実際上できない場合もあるので、前倒していただいてありがたい。

テーマについて、皆さんおっしゃったとおりタイムリーなテーマだと思う。今の地方の状況に合ったテーマなので、しっかり取り組んでやっていただきたい。

計画については、ナビゲーション・ガイドをしっかり定めていただいて見直していただくことが重要であり、新しい取組で素晴らしいと思う。それを側面援助する形で、個別の問題についてリアルな形で迫力を持って提案していただくこともすごく重要と思っている。デジタルについても、デジタル庁が発足して作業のテンポが速くなったが、現実の制度を動かしていくという点では、地方からのリアルな提案もデジタル庁等にとっては参考になるところがたくさんあると思う。いずれも重点事項でないが、デジタルについては勢一議

員もおっしゃったように人材育成等でかなりマッチするところもあるので、そういうところを強調しながら、これらのテーマについても引き続き積極的な提案を地方にお願いしていただければありがたい。

(加藤室長) スケジュール等についておおむね賛同いただけたかと思う。感謝申し上げます。

また、重点募集テーマについては、いろいろと御発言を頂いたが、私どもも明日以降説明会等でしっかり地方に働きかけをしていく。その中で丁寧に趣旨をかみ砕いて、募集がうまく功を奏するように取り組んでまいりたい。

それから、この提案募集に限らず様々この有識者会議での議論、今後の分権改革の進め方について御意見を頂いたかと思う。これについては、今日頂いたお話やこれまでの取組の成果等を踏まえ整理した上で、次回以降、議論の素材を出ささせていただく。また、この場で更に議論を深めるため、お時間を頂ければと思っている。

(神野座長) 提案募集方式を軸にして分権をこの会議で進めてきたが、少しその枠を外れた問題についても検討すべきという御意見があった。どこまで枠を広げるか等々については、今後議論があると思う。逆に、様々な国の行政との審議が必要になるかと思う。財政制度も税制調査会とそれぞれの制度があるので、この委員会でどうやって決めていくのかという話と周りの制度をどうやって調整するのかという2通りを考えていかななくてはいけない。少し時間を頂戴し、継続的に本会で御議論して頂くことだろうと思う。

そもそも世界の歴史が見えなくなっているような状況になっており、今までのグローバル化とローカル化といった進め方では整理できなくなっている。「パンデミック」という「パン」はギリシャ語で「全て」という意味で、「デミック」は「デミア」なので「全ての人々」という意味である。ただ、「パン」というのは「全て」と同時に半獣半人の「パーン」、これは目覚めるととんでもない、昼寝を邪魔されると怒り狂うので、目覚めて人間を驚かすことを私たちは「パニック」と呼んでいる。パンデミック、つまり、パーンの神を目覚めさせたのかどうか混乱していて、世界的にも私たちの社会をやっていく次の秩序はどうなるかが誰にも見えない状態になっているので、もう一回基本的に考え直すとしても、この会議で設定されているミッションとどこまでどうやるかということは少し慎重に考えていかななくてはいけないと思う。

事務局からもある程度の準備をし、議論を次回以降進めていくことにさせていただき、今年の提案募集方式の実施については、御提案いただいたことや文言の表現ぶりについて、私の責任において修正させていただくことを御了解の上で、この会議として了承したとさせていただきますが、よろしいか。

(「異議なし」と声あり)

(神野座長) それでは、議題(2)については、御了承を頂戴したので、令和5年は、資料2の方針に基づいて提案募集の取組を推進していただきたい。

4 次に、議題(3)「その他」に関して、細田内閣府地方分権改革推進室参事官から説明が行われた。概要は以下のとおり。

(細田参事官) 昨年の12月に閣議決定をさせていただいた対応方針のうち、法律改正が必要なものについては、第13次地方分権一括法案として、この3月の頭に閣議決定をさせていただきたいと考えており、調整を進めている。資料3は、その概要である。

資料4は過去の平成26年から令和3年までの対応方針について、現時点の状況について取りまとめたものである。

参考資料4は、関係府省における予算編成過程での検討を求めることとした提案の措置状況である。

(神野座長) 事務局から「その他」事項について、第13次の地方分権一括法案の概要と、フォローアップ状況について御説明を頂いた。報告事項について、御意見、御質問はあるか。

(「異議なし」と声あり)

5 最後に、田和内閣府事務次官より以下の趣旨の挨拶があり、閉会した。

(田和事務次官) 皆様におかれては、日頃より地方分権改革の推進に御尽力を賜り、また、本日も活発な御議論をいただき感謝申し上げます。

特に「計画策定等」については、勢一座長の下で開催されたワーキンググループで熱心に御議論いただき、本日ナビゲーション・ガイド案をお示しいただいた。これは非常に画期的なものではないかと私は思っており、今後、政府としてこのナビゲーション・ガイドを決定し、これを契機に政府・地方公共団体間で互いに効率的・効果的な計画行政の推進の仕組みが回り始めるよう、尽力してまいりたい。

また、令和5年の提案募集についても、本日頂いた御意見を踏まえ、「連携・協働」「人材(担い手)確保」の2つを重点募集テーマとして進めてまいりたい。人口減少、担い手不足、といった地方が直面する課題について、公共サービスや人材、情報の流れをどのような形で確保・共有していくのか、という視点が、これまでの地方分権の議論に新しいフロンティアとして付け加わっていくのではないかと期待している。

引き続き地方からの提案をいかに実現するのかという基本姿勢に立って、皆様の御意見を踏まえながら、力強く改革を推進してまいりたい。今後とも皆様の御理解、御協力を賜

るようお願いを申し上げます。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)